

令和7年度

安来市立母里小学校いじめ防止基本方針

安来市立母里小学校

## はじめに

いじめは、児童の心身の健全な成長を阻害し、人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたっていじめを受けた児童を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為である。また、いじめは、いつでも、どこでも、どの児童にも起こり得るものであり、どの児童も被害者と加害者の両方になり得るという危険性もはらんでいる。こうした事実をふまえて、本校においても起こり得るとの認識をもって「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの早急な対処措置」について取り組まなければならない。

そのためには、「いじめ防止対策推進法」及び「島根県いじめ防止基本方針」等を踏まえ、常に保護者や地域、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめ防止及び早期発見に努めるとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。また、常にいじめがなく安心して生活することができる学校の実現と維持のために、いじめ防止に係る取組を定期的に振り返り、改善を加えていくようにする。

## I 基本的な考え方

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

平成 25 年公布「いじめ防止対策推進法」

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童の立場に立って行う。

### 2 いじめに対する基本認識

- ・いじめは、人権を著しく侵害し、尊厳を損なう人間として絶対に許されない行為である。
- ・いじめは、様々な背景から、様々な場面で起こり得るもので、様々な態様がある。
- ・いじめは、どの学校、どの学級、どの子どもにも起こり得るものである。
- ・いじめは、被害者だけでなく、観衆や傍観者も含めた所属集団の構造上の問題である。
- ・いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。
- ・いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもある。

## II いじめ防止などの対策に関わる組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、常時学校いじめ対策委員会を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期検証を行う。また、いじめの早期発見のための相談・通報の窓口であることを、児童・保護者・地域へ周知し、認識されるようにする。

### (1) 学校いじめ対策委員会

- ① 役割…基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期検証をする。

いじめの相談・通報の窓口

いじめに係る情報の収集・記録・共有

- ② 構成メンバー…校長，教頭，生徒指導主任，養護教諭，教育相談コーディネーター，スクールカウンセラー，当該学級担任，その他校長が必要と認めた者
- (2) いじめ防止基本方針等委員会
- ① 役割…本校のいじめ防止等の取組について，保護者や地域住民の立場から検討，評価する。いじめが発生した場合，学校等と連携を図り，いじめ防止，いじめへの対策について助言，検討する。
  - ② 構成メンバー…学校運営協議会の組織をもって，これに充てる。必要に応じて，校長が必要と認めた者を加えることができる。

### Ⅲ いじめの未然防止の取組

いじめは、「どの子どもにも，どの学校にも起こりうる。」ことを踏まえ，より本質的ないじめ問題克服のために全ての児童を対象として未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。

そのためには，教育活動全体を通じて人権意識を高め，全ての児童に「いじめは決して許されない。」ことを繰り返し伝え，自分の存在と他人の存在を等しく認め，お互いの人格を尊重し合い，困ったときに悩みを打ち明けられるような信頼できる人間関係を構築する能力の素地を養っていくことが必要である。加えて全ての児童が安心できる，安全な生活空間・居場所としての学校づくりや一人一人の自己有用感を高め，認め合える風土を醸成していくことが大切であることから以下の事項に重点的に取り組む。

- 1 わかる授業づくり…「すべての児童が参加・活躍できる授業」
  - ・基礎・基本の徹底習得
  - ・意見を発表し合える場面設定（言語活動の充実）
- 2 学習規律の徹底
  - ・チャイムとともに着席
  - ・正しい姿勢
  - ・発表の仕方，聞き方
- 3 学級集団づくり
  - ・話し合い活動，学級会活動の充実
  - ・居場所づくり
  - ・相手を大切にしたい言葉づかい
- 4 異学年交流の推進
  - ・たてわり班活動の計画的実施
  - ・体育など，異学年での学習活動
  - ・たてわり掃除の実施
- 5 児童会活動の充実
  - ・委員会活動の充実
  - ・学校行事の主体的な運営…達成感，自己有用感の醸成
- 6 人権教育，道徳教育の推進
  - ・一人一人のよさや違いを認め合える学習
  - ・「いじめ」の本質や構造の理解
- 7 理解教育の推進

- ・正しい自己理解と他者理解
- ・特別支援教育への理解における指導の工夫
- ・特別な支援や配慮を要する児童等へのいじめの防止

#### Ⅳ いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。そして、いじめを見逃さず、積極的に認知し、対応する。併せて、日ごろからの信頼関係づくりに努め、児童がいじめを訴えやすい体制を整備するとともに、定期的な面談や各種調査を併用し、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

さらに、軽微な暴力行為、仲間外し等いじめの初期段階が懸念される事案、短期間で解消したいじめ事案についても継続的にきめ細かな観察を行い、指導に活かすものとする。

また、参観日での学級懇談、面談、電話連絡等によって、保護者からのいじめや児童の人間関係に関する情報収集を行い、学校で認知が難しい事案についても把握するよう努める。あわせて、毎回の職員会議において、「子どもを語る会」として、児童の様子や変化、気になる言動について、全教職員で情報を共有し、児童理解と早期発見に活かすようにする。

- 1 朝礼、終礼や授業中等の観察
  - ・登下校時、休み時間の様子
  - ・出席をとるときの声、表情
  - ・健康観察、保健室等での様子
- 2 教育相談の実施
  - ・毎学期、心のふれあい週間（教育相談週間）の実施
  - ・毎月初めの心の安全点検の実施
  - ・スクールカウンセラーによる教育相談・カウンセリング
- 3 アンケートQ-Uによる学級生活状況調査
  - ・年間2回実施
  - ・分析結果に基づき、対応と検証
- 4 学級懇談、面談、電話連絡等による保護者からの情報収集

#### Ⅴ いじめへの早急な対処措置の取組

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「学校いじめ対策委員会」が中心となり、速やかに全職員で情報を共有し、事案に応じた対応への役割分担を行い、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題解消までを行う。

- 1 いじめ対応の留意点
  - (1) いじめを発見し、また相談を受けた場合には、まず被害児童の安全を確保するとともに、速やかに学校いじめ対策委員会に報告する。
  - (2) 校長は、いじめの報告を受けた場合は、学校いじめ対策委員会において、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。その際、いじめの深度レベルを確認し、レベルに応じた対策を行う。(P7参照)
  - (3) 校長は、全職員にいじめに関する事案及び今後の対応方針について共通理解を図り、教職員

の一致協力体制を確立し、学校全体での組織的な対応を図る。

- (4) いじめられた児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- (5) いじめが認知された場合は、当事者や周りの児童から聞き取りを行い、事実確認をする。また、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、学校運営協議会、教育委員会、警察等の関係機関と連携を図りながら、いじめ防止及びいじめへの対策を行う。
- (6) 児童がいじめを受けていると思われる時は、教職員一人一人がづらい思いをしている児童の気持ちに寄り添い、その思いを受け止めながら、適切かつ迅速に対応する。
- (7) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置をとる。
- (8) いじめの被害者に対しては、継続して注意を払い、心身の苦痛を感じていないかを確認し、いじめに係る行為が止み、少なくとも3ヶ月を目安としていじめの解消とする。
- (9) いじめが起きた集団には、いじめの問題を自分たちの問題として捉えさせ、主体的に対処できる児童の育成を行う。

## 2 ネット上のいじめへの対応

- (1) 不適切な書き込みには直ちに削除する措置をとる。
- (2) 必要に応じて、地方法務局に協力を求めたり、所轄警察署に援助を求めたりする。
- (3) 情報モラル教育を推進する。
- (4) 教職員自身も校内外の研修の機会を利用して積極的な知識の収集に努める。
- (5) 保護者への啓発活動を通し、理解を求める。

## 3 重大事態への対応（深度レベル④⑤）

下記に該当する事案が発生した場合には、「重大事態」として、すみやかに対応する。

ア) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・児童が自死を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合                      など

イ) いじめにより児童が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

「相当の期間」については、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席するような場合は目安にかかわらず、適切に判断する。

ウ) 児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たるものとする。

(1) 「重大事態」と判断した場合は、校長は、学校いじめ対策組織を組織し、安来市教育委員会の指示に従いながら、島根県教育委員会・警察等と連携をとり、いじめ対策チームを編成して必要な対応を図る。

・いじめ対策会議

構成メンバー 校長・教頭・該当教職員・生徒指導主任・養護教諭・PTA 役員・地域関係者・安来市教育委員会・いじめ等対応アドバイザー（島根県教育委員会）・警察等

(2) いじめた児童に対する指導で、学校だけでは困難な場合は、関係諸機関（警察，児童相談所等）と連携を密に図り対処する。

(3) 児童の生命，身体，又は財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは，直ちに所轄警察署に通報し，援助を求める。

◎いじめ防止に関する年間計画

安来市立母里小学校

月	教職員の活動	児童の活動	保護者・地域との連携
4	心の安全点検 SCによる学級観察，相談 いじめ防止に関わる共通理解 子どもを語る会（年間）	学級開き 学級のしくみ，ルール作り 1年生を迎える会	学校運営協議会
5	心の安全点検	安来市小学校陸上大会	学級懇談 PTA総会
6	心の安全点検 教育相談 アンケートQ-U 1回目 心のふれあい週間 生活リズムづくり週間	ファミリー運動会	ファミリー運動会
7	心の安全点検 生徒指導に関する研修 人権・同和教育研修		地区懇談会 個人面談 母里祭り鼓笛隊参加
8	学校いじめ防止基本方針についての評価		親子共同作業
9	心の安全点検	町連合修学旅行（6年）	メディア研修
10	心の安全点検	町連合宿泊研修（5年） もりっこ遠足	
11	心の安全点検 心のふれあい週間 生活リズムづくり週間 アンケートQ-U 2回目	学習発表会 安来市連合音楽会	
12	心のふれあい週間 人権週間		個人懇談

1	心の安全点検 学校評価の実施		人権・同和教育参観日 PTA研修会 学校教育に関するアンケート（学校評価）
2	心の安全点検 心のふれあい週間 生活リズムづくり週間 学校評価を受けての検討	新入生一日入学 伯太中学校一日入学 6年生を送る会	学級懇談 新入生保護者説明会 いじめ防止基本方針等外部委員会（学校評議員会）
3	心の安全点検 学校いじめ防止基本方針についての評価		PTA 総代会

### ◎いじめの深度レベルの確認と対応

深度レベル	対応	備考
① 1対1の比較的軽度な言葉によるからかい、無視等  言葉によるからかい・言葉によるいじめ・仲間外し・無視等はインターネットを介したものも含む。	その場でからかい・無視等が許されない行為であることを毅然として指導する。 ※指導のポイント ・行為をしたか・しないかの一点を明確にする。 ・学級全体にいじめは許してはいけないということを確認し、学級全体を味方につけつつ指導する。 ・教員の何気ない一言・かすかなうなずき・黙って聞き流すなどの言動や態度がいじめを助長したり許容したりすることがあることを意識する。	
②数名の軽度な言葉によるいじめ・仲間外し無視	「学校いじめ防止対策基本方針概要」のフローチャートにしたがって行動 ：早期対応（いじめが起きた時）	レベル②以上は市教委に連絡  (傷つき寄り添いシート対応段階Ⅱ以上)
③レベル②が継続。蹴る・叩く・足をかける・もの隠し等精神的苦痛を伴う実害		
④長期間の集団無視・強要・濡れ衣・服を脱がせるなどの重度の実害発生。いじめによる不登校。転校を保護者や本人が検討。【重大事態】	「学校いじめ防止対策基本方針概要」のフローチャートにしたがって行動 ：重大事態への対応	
⑤自殺を図る。万引き強要。けがを伴う暴力。恐喝・窃盗・性的被害・PTSD。【重大事態】		